フ

市民税・県民税、所得税の

問 市民税課市民税第1係 (内線2684)

■ 申告期間: 2月14日冰~3月15日金 完全予約制

受付日		2月									3月											
会場	14 (水)	15 (木)	16	19	20 (火)	21 (水)	22 (木)	26 (月)	27 (火)	28 (水)	29 (木)	金)	4 (月)	5 (火)	6 (水)	7 (木)	8 金	11 (月)	12 火)	13 (水)	14 (木)	15 金
久喜市役所 第4~第6会議室				0	0	0	0						0		0	0	0	0	0	0	0	0
ふれあいセンター 久喜 会議室 1~4	0	0	0																			
菖蒲総合支所 第1集会室				0	0	0	0															
栗橋総合支所 第1~第3会議室													0	0	0	0	0					
鷲宮総合支所 406~408会議室								0	0	0	0	0										

		午前	の部			午後の部										
1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	11)	12	13	14)			
9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30			

■ 予約受付期間:2月5日(月)9時~3月14日(木)

ご希望の日程・時間帯 (①~⑭) を選び、事前に ご予約ください。

電話(コールセンター)

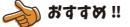
受付時間 平日9時~17時

電話番号 ☎ 53-7325 (専用直通電話番号)

予約締切 申告希望日の前日17時まで(前日が土・日 曜日、祝日の場合はその前の平日)

※聴覚に障がいのある方で、電話予約が困難な場合は、ご希望 の日時に直接申告相談会場にご来場ください。受付で障害者 手帳を確認の上、申告を受け付けます。





受付時間 毎日24時間 予約締切 申告希望日の<u>前日23時59分</u>まで ※前日が土・日曜日、祝日の場合は、その前の平日23時

59分まで



※市民税課では予約できません。電話(コールセンター)またはインターネットのみの予約となります。

■ 市民税・県民税の申告が必要な方

令和6年1月1日現在、市内に住所がある方のうち、 令和5年中(令和5年1月1日~12月31日)に所得があ り、次の①~③のいずれかに該当する方。確定申告をする 方は、市民税・県民税の申告は必要ありません。詳細は市 ホームページをご確認ください。

- ①給与所得者で、勤務先から市に給与支払報告書が提出さ れていない方
- ② 「給与所得」、「公的年金等に係る雑所得」以外に所得があった方
- ③源泉徴収票に記載されていない各種控除(医療費控除や 寄附金税額控除等)を受ける方
- ※市民税・県民税の申告内容は、所得証明書・課税(非課税) 証明書、国民健康保険税や介護保険料等の基礎資料となるた め、収入のない方も申告が必要な場合があります。
- ※申告期間中は、市民税課の窓口では作成済みの申告書の提出の み受け付けます。また、各総合支所市民係(総合窓口)では、 作成済みの申告書の市民税課への取り次ぎのみ行います。

市の会場では 受け付けできない申告

市の申告会場での確定申告は、簡易な内容の 申告に限り受け付けます。次に該当する方の 申告は受け付けられません。

春日部税務署で申告してください。

- 営業等所得・不動産所得・配当所得・総合 課税の譲渡所得・分離課税所得のある方
- 農業所得があり、収支内訳書を作成して いない方
- 青色申告、令和4年分以前の申告の方
- 住宅借入金等特別控除のある方(年末調 整済みの方を除く)
- 雑損控除または災害減免法の適用を受け る方

■ 申告に必要なもの

【市民税・県民税申告の方】

• 令和6年度市民税・県民税申告書(1月末に郵送で 届いた方)

【確定申告の方】

- 「確定申告のお知らせ」はがき、利用者識別番号が わかるもの(春日部税務署から届いた方)
- 申告者本人名義の預・貯金の口座番号がわかるもの (所得税の還付を受ける方)

上記に加え、次の1~3

1. 収入を証明する資料

給与や公的年金等の源泉徴収票、支払調書、個人年 金や満期保険金の支払明細書等

※営業等所得、農業所得、不動産所得がある方は事前に それぞれの収支内訳書を作成してください。

2. 控除を証明する資料

- 社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料、介 護保険料等)の領収書
- 生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料 地震保険料等の控除証明書、寄附金の受領証等
- 医療費控除の明細書(医療を受けた人ごと、病院・薬 局ごとに合計)、セルフメディケーション税制の明細書
- その他参考となるもの(学生証、障害者手帳等)

3. マイナンバーカード (お持ちでない方は①と②を1つずつ)

- ①通知カード/マイナンバーの記載がある住民票の写し等 ②運転免許証/パスポート/障害者手帳/在留カー
- ド/公的医療保険の被保険者証等 ※控除対象配偶者、扶養親族、事業専従者などのマイナ
- ンバーの記入も必要です。(本人確認書類は不要) ※マイナンバーの記載がない場合でも申告書は受理します。

■ 春日部税務署での 令和5年分確定申告について

問 春日部税務署 ☎ 048-733-2111

申告期間 2月16日 金~3月15日 金8時30分~16時 ※2月25日回以外の土・日曜日、祝日を除く。

※混雑状況によっては16時前に受付を終了する場合がありま す。国税庁LINEでの入場整理券事前発行をおすすめします。 ※確定申告書等は、本庁舎、各総合支所およびふれあいセ ンター久喜で1月末ごろから配布します。

自宅で確定申告ができます!

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作 成コーナー」では、画面の案内に沿って入力 することで、確定申告書が簡単に作成できます。

作成した申告書は、マイナンバーカード等があればその まま送信できるほか、印刷して税務署に郵送することもで きます。詳細は春日部税務署へお問い合わせください。

税理士による 所得税還付申告無料相談



- 2月2日金~15日休 ※土・日曜日、祝日を除く 対 所得税が還付される方のうち、次に該当する方
 - ・年金を受給している
 - ・給与所得者で医療費控除を受ける
- ・年の途中で退職・就職し、年末調整を受けていない
- 申問 税理士会春日部支部事務局 ☎ 048-738-7470 (9時30分~12時/13時~16時)
- ※対面が基本ですが、電話での相談も可能です。 ※内容により、無料にならない場合があります。

■ 市民税・県民税の申告書を郵送で提出する場合

「令和6年度市民税・県民税申告書」に住所・氏名・ 連絡先等を記入し、申告に必要なもの(写し可)を同 封し、3月15日金まで(必着)に郵送してください。

〒346-8501 (所在地記入不要) 市民税課市民税第1係

※同封した控除資料に係る控除について は、申告書への記入を省略できます。 ※申告書にマイナンバーを記載した場合

や、個人番号確認書類を同封した場合 は、簡易書留等の郵送方法を推奨します。



申告に必要な書類の申請はお早めに!

◆障害者控除対象者認定書

対 65歳以上で要介護認定を受けている方または対 象者を扶養している方(要支援1・2認定者を除く) ※身体障害者手帳等により控除を受ける場合は、申請の 必要はありません。

判定基準日 令和5年12月31日

●問 1月16日火~3月15日金に、高齢者福祉課高 齢者福祉係(内線3367)/各総合支所高齢者・介 護保険係(菖 150/栗 235/鷲 161) へ

◆おむつ使用の確認書

この確認書は、医師が発行する「おむつ使用証明書」 に代わるもので、おむつ代を医療費控除の対象とす る際の添付書類となります。

- 💆 介護保険要介護認定を受けていて、おむつ代の医 療費控除を受けるのが2年目以降の方(一定の要 件があります。詳細はお問い合わせください)
- ※1年目の方はかかりつけ医にお問い合わせください。
- 中間 1月16日火~3月15日金に、介護保険課介護 認定係(内線3269)/各総合支所高齢者・介護保 険係(菖 155/黒 233/ 鷺 162) へ

【共通】交付手数料 1件 300 円 👩 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるもの

広報くき 2024 (令和6年).1